

第2回

(令和4年2月9日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和4年2月9日(水)午前9時30分から午前10時2分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名
1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 深水 勇治

4 欠席委員 なし

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 議第5号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第6号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第7号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第8号案 非農地証明願いに対する認定について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、4番・5番委員にお願いします。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

議長 議第5号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第5号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について7番委員から調査報告をお願いします。

- 7番 (調査番号1)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積、295a、田176aは水稻、畑119aは、栗です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):徒歩5分。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):10アール当たり

30万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：ハーベスター、バインダー、動噴、耕運機を所有。8番（取得農地の利用計画）：銀杏を植栽してあります。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について6番委員から調査報告をお願いします。

6番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人（稼働力3人）です。経営面積は261a、すべて田で水稻、WCSを作付け。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：1km。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：1筆5万円です。面積は約1000㎡ですが、一武駅の前で、通常は1000㎡50万円程度で売買されておりますが、親戚関係で、譲受人が作付けをされているということで、無償の話もありましたが、代金5万円となっております。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター3台、田植機、ミスト機など農業に必要な機械は一式所有されております。8番（取得農地の利用計画）：WCSです。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は挙手の上お願いします。

議長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議長 議第6号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第6号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について7番委員から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅及び通路です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。2番（着工時期）：3月15日からです。3番（資金調達）：借入金です。4番（転用面積）：住宅敷地437㎡で問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）給水は上水道、生活雑排水、汚水については、合併処理浄化槽を設置。雨

水は敷地前に埋設されている排水管に排水します。7番（防除措置）土砂の流出、崩壊はありません。工事車両等の往来、事故防止には、万全の配慮をします。8番（日照通風）隣接地には耕作している農地はありませんので、問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、414万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番について9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：自己資金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：周囲は、河川、原野、道路、雑種地等で問題なし。6番（公衆衛生）給水、生活雑排水については、該当ありません。必要な時は町上水道がありますので、それを使用するということです。雨水等は敷地内地下浸透で排水するということです。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、25万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号3番について2番委員から調査報告します。

2 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。2番（着工時期）：許可後からです。3番（資金調達）：自己資金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）石積みをして1m盛土をされるそうです。境目に排水路がありますので、そういうものを塞がないように注意して工事をされるそうです。7番（防除措置）隣接地に対する土砂の流出の防止に万全の配慮をします。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、5万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査番号4番について1番委員から調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号4）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は進入路です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：許可日からです。3番（資金調達）：自己資金です。4番（転用面積）：問題なし。5番（周囲の承諾）：譲渡人所有の土地のみで問題なし。6番（公衆衛生）自然浸透です。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、0円です。以上、報告終わります。

議 長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

調査番号3番について、川村委員から補足説明をお願いします。

川村最適化推進委員

調査番号3番は、そもそも農地としての活用もなく自分たちでも使わないということで、引き取り手がなく、この価格になったもので、1年前に農用地からの除外を申請して今回の転用申請になったものです。

議長 ほかに質問はありませんか。

議長 ないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上によりまして申請どおり許可するものとしたします。

議長 議第7号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第7号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
利用権設定が28件です。

番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～28番適格の報告あり)

議長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

事務局 9、10について、補足説明をお願いします。

津山農地中間管理事業担当

9番については、農地バンクで貸借していたところですが、借り手が農地バンクを利用できないということでしたので、基盤法で利用権を結ぶことになりました。隣接地もまとめて借りていただくということで、10、11番についても同じ手続きでさせてもらいました。

6番 今の件で、条件的に作りにくい水田ということで、だいたい地域の方を探したのですが、誰も作っていただけないということで、ご相談しまして、賃借人がからいもを2年であれば作っても良いということで、2年でも良いからお願いしますということでこういった経緯になっております。

議長 農地バンクで借りられないのは、どういった理由ですか。

津山農地中間管理事業担当

法人で、農産物を生産する法人でない場合は、借りられないという理由です。

事務局 賃借人は、農業をする法人ではないということですが、実際は、イモ類等を栽培されておりますので、正式には、苦しいところもあるのですが、農家がどなたも作っていただけないということで、とりあえず2年間作っていただくということで、今回、計画にのせました。所有適格法人ではなく農業がメインではありませんので、農地を所有できない法人です。でも、借りることはできるということで、今回、集積計画にあげました。また、2年後はおそらく耕作されないと思いますので、どなたか耕作する方を見つけないといけないということになると思います。

議長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、適格といたします。

議長 議第8号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第8号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議長 調査番号1について、西地区より調査報告します。

5番 (調査番号1) 写真をご覧ください。所有者の居宅がありますが、現在住んでおられないということ。宅地と納屋の間を歩いていったところの先に、長方形の細長い畑があります。畑に進入するには、宅地を通る必要があります。他に進入口はないということで、全然耕作されていないという状況で、住んでもおられないということです。周囲は、別所有者の栗園であったり、民家であったり、囲まれているという状況で、当然耕作することができないような状況にありました。西地区の委員では、非農地に承認しても良いのではないかというふうに判断します。

議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について非農地として認定することに意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議長 報告第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第2号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年2月9日

農業委員会会長

4 番 農 業 委 員

5 番 農 業 委 員
